

小樽市子ども・子育て支援事業計画 【平成27年度 地域子ども・子育て支援事業 事業評価一覧】

※「評価」欄の評価基準

A:事業目標を達成し、結果が得られた。今後この水準を維持する。 B:事業目標をある程度達成したが、今後の改善・検討を要する。 C:事業目標を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。 D:事業自体に着手できていない。

No.	事業名	事業概要	事業目的(目標)	平成27年度事業評価(改善等)	評価	子ども・子育て会議における評価	事業計画書	所管課
1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	個々の家庭状況に則した適切なサービス利用が円滑に図られるよう相談・助言や関係機関との連絡調整を実施する。	市役所子育て支援窓口にて専任職員(利用者支援相談員)を平成27年4月から配置したことにより、子ども又は保護者の身近な場所において保護者の様々な状況に合わせたサービスの面会、相談に対する助言等を行うことができた。また、より多くの保護者からの相談等に対応できるよう知識を深めるため、平成28年2月に専任職員が子育て支援員研修を受講し、子育て支援員の資格を取得したことにより、更に保護者のニーズに合わせて対応することができた。	A	A	p.21	子育て支援課
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	地域子育て支援センターや子育て支援ボランティアなどと連携を図りながら、子育てが孤立しないよう地域で支える取組を進める。また、利用者のニーズの把握に努め、情報化社会の中での周知方法を検討しながら情報発信を行い、積極的な参加を呼びかける。	平成25年度に開設した地域子育て支援センター「あそぼ」は、紙面保育所の建設に伴い仮設園舎で事業を実施してきたが、平成27年4月に新園舎が完成し、地域子育て支援センター「あそぼ」も新園舎で事業を開始した。従来実施してきたセンター開放の時間及び曜日を拡大したほか、子育て講座の開催数も増やした。また、呉沢保育所に併設されている地域子育て支援センター「げんき」も、センター開放日や保育所交流事業を増やし、赤岩保育所内の地域子育て支援センター「風の子」についても、出向き事業の開催回数を増やしたほか、乳児と保護者向けの育児教室を新規事業として実施した。つどいの広場事業の「わくわく広場」は、開放事業や育児相談などの事業を継続して実施した。就学前の子どもと保護者の交流の場を提供するとともに、保護者の育児への不安解消や負担の緩和につながる事業を実施できた。情報発信を引き続き行うほか、利用者のニーズの把握に努めていく。	A	A	p.21	子育て支援課
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業(検査項目①健康状態の把握、②検査計画、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査)	出産費用の軽減及び安心して出産できる環境整備を図るとともに、妊婦期を安全に経過できるよう、妊婦及び胎児の状態を確認し、異常の早期発見に資するものである。	実績が見込みより下回ったことについては、母子手帳の交付件数の減少に伴い受診数も減少したことが要因と考える。少子化により需要数・健診回数ともに減少していく見込みであるが、周知強化など受診数の向上のための取り組みが必要である。	A	A	p.22	保健総務課
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業	出産後、早期に家庭訪問を実施することにより、育児の相談、助言を行い子育ての孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図る。	100%の実施には至らなかったが、実施率は例年通り高い数値を維持できている。拒否等や訪問に至らなかった家庭については、電話連絡による育児状況の把握、1か月・4か月健診の健診結果や予防接種の実施状況把握し、それらの情報から支援の必要性を判断している。早期の支援開始がより良い育児環境の確保、虐待予防に繋がっていくことから、今後も実施率の維持に努めたい。	A	A	p.22	健康増進課
5	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機能間の連携強化を図る取組を実施する事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	養育支援訪問事業の事業開始に向けて準備を行ったが事業着手には至らなかった。			p.23	子育て支援課
6	子育て短期支援事業(ショート・ステイ/ワイルドステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養育事業(ワイルドステイ事業))	家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童や家庭の福祉の向上を図る。	事業化に向けて道内自治体の実施状況を調査・研究を行ったが、事業着手には至らなかった。			p.23	子育て支援課
7	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業	より円滑な援助活動が行えるよう会員相互の連絡、調整を行う。子育て中の家庭に本事業の周知を図っていくとともに、保護者の希望に沿った援助活動が行えるよう提供会員の確保に努める。	平成27年度は、提供会員養成講習会(6日間、24.5時間)を6月と11月の2回開催し、18人が修了し提供会員として登録した。援助の利用件数は587件で、依頼に対して援助活動の連絡、調整は適切に実施できている。事業目的は達成した。提供会員の高齢化もあることから、新たな提供会員の確保が必要である。制度の周知を行いながら、提供会員養成講習会についても様々な手法でPRを行う必要がある。	A	A	p.24	子育て支援課
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	保育所において一時的に保育を必要とする児童などを預かることにより、保護者の育児負担を軽減する。また、幼稚園、認定こども園においても通常の保育時間以後や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象に実施することにより、保護者の育児負担を軽減する。	一般型については、市内3か所の保育所で実施することにより、緊急・一時的な保育を必要とする保護者の希望に対応することができた。幼稚園型については、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園はあったが、いずれも一時預かり事業を実施するための職員を確保できず、平成27年度の実施は見送った。ただし、本事業を実施できなかった各施設でも私学助成制度の預かり保育は実施していたため、施設を利用する保護者のニーズには、一定程度対応することができた。	B	B	p.24 ~25	子育て支援課
9	時間外保育(延長保育)事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所の開所時間又は日中の利用時間帯(保育短時間)を超えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	保育所、認定こども園の開所時間を延長して保育認定を受けた子どもを保育することにより、保護者の多様な就業形態や超過勤務に対応し、仕事と子育ての両立を支援する。	子ども・子育て支援新制度の開始により、保育必要量が短時間認定となる児童のための延長保育事業が新たに創設され、市内では保育所や認定こども園など合わせて23か所において事業を実施した。また、開所時間を午後7時まで延長する延長保育事業については、従来から実施している保育所等10か所において、新制度移行後も引き続き実施し、事業を実施しながら利用者のニーズに合わせた事業体制の検討を行った。事業計画の確保方策の数値と実績値の乖離については、短時間認定を受けた児童が日中の保育時間を超えて延長保育を利用する場合の短時間認定の児童数が確保方策の数値に含まれていないためであり、実際には希望者は全員延長保育の利用ができた。	A	A	p.25	子育て支援課
10	病児(病後児)保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等することにより、就労する保護者等のニーズに対応する。	市内の小児科医が少なく、現在実施する小児科医がいないこと、施設整備に相応の負担を伴うことを勘案し、病児(病後児)保育についてはファミリーサポートセンター事業で対応している。本事業としての事業の実施は出来ていないが、病児の預かりについてはファミリーサポートセンター事業で対応しており、病児(病後児)保育の一部を担っていることから「C」評価とする。			p.25	子育て支援課
11	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余給教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場をえ、その健全な育成を図る事業	保護者が安心して就労などができるよう放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊びや生活を通して児童の健全な育成を図ることを目指す。	平成27年度は、法改正に基づき対象児童を小学校6年生まで拡大し、各クラブに2名の支援員を配置して運営を行った。また、小学校内に開設しているクラブの平日・土曜日通年開設を全クラブに拡大して実施。小学校内18か所と勤務女性センター、いなき児童館、児童センターの計21か所開設。低学年においては見込みより多く、高学年については見込みより少ない利用数であったものの、全体数としてはほぼ見込みどおりであり、年度当初の入会申込児童については、全員受入れできた。勤務女性センターでは、年度当初の入会申込以後に申込みのあった3人が特徴となったものの、年度内に受入れすることができた。市の条例に基づいた運営を回り、保護者のニーズに概ね対応することができたが、安定した運営のためには、支援員の確保が課題である。「放課後子ども総合プラン」については、現状、放課後児童クラブの多くが小学校内に開設されている状況に鑑み、その運営に当たっての課題解決に優先的に取り組んだ。	A	A	p.26	子育て支援課 生涯学習課 勤務女性センター